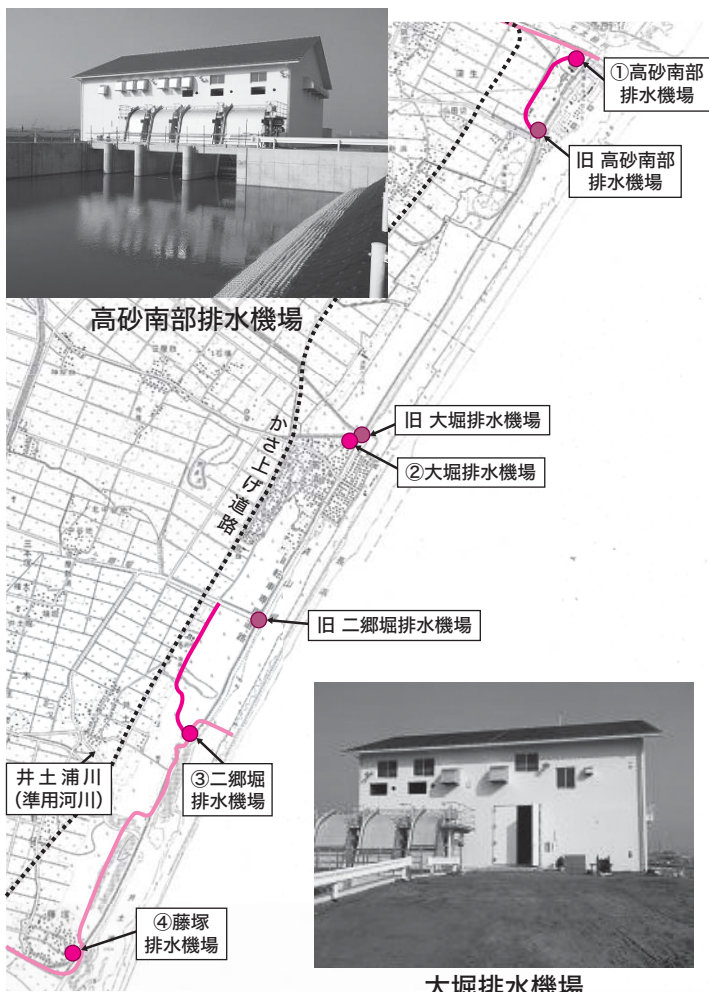


# 2014年 春号 仙台市

# 農政だより



発行 仙台市経済局農林部(農政企画課、東部農業復興室、農業振興課、農林土木課)  
〒980-8671 青葉区国分町3丁目7-1 電話 022-214-8265(農政企画課) FAX 022-214-8338  
ホームページ [http://www.city.sendai.jp/business/d/keizai\\_03.html](http://www.city.sendai.jp/business/d/keizai_03.html)  
Eメール kei008110@city.sendai.jp(農政企画課)



## 仙台東地区の排水を担う 被災した4排水機場が本格稼働します

仙台東地区の基幹水利施設である、高砂南部排水機場、大堀排水機場、二郷堀排水機場、藤塚排水機場の復旧工事が、急ピッチで進められています。今年5月の大堀排水機場を皮切りに、4排水機場が順次稼働します。

これからの排水機場は、平成24年に応急復旧し、被災前の機能を回復してまいりました。新しい仙台東地区の排水計画では、新高砂南部排水機場を貞山運河から七北田川下流右岸に、新二郷堀排水機場を貞山運河水門より南側に移設し、貞山運河への排水負荷を低減するとともに、それ

大堀排水機場

ぞれの排水機場の排水能力を約2倍に増強したうえで稼働する予定です。

【農林土木課整備係

214・8268】

【東部農業復興室事業調整係

214・7328】

**平成25年度施工の農地の除塩・復旧工事が進んでいます**

津波の被害を受けた仙台東部地域の農地1,800haのうち、平成25年度施工地区の除塩・復旧工事が完了しました。残りの一部地域についても本年度中に工事を完了する予定です。

沿岸部の農地の営農が再開され、農業の四季折々の風景が戻ってきます。

また、若林区の井土地区では、地元の合意形成が早期に整い、復旧工事と併せてほ場整備を進めてきました。27工区の中で最初に整備が完了し、大区画化された新たなほ場で作付けを開始します。

【東部農業復興室復興支援係

214・7327】

### 農業サポーターを 利用してみませんか

「みのりの会より」

「みのりの会」は、仙台市農業サポーター養成講座「せんだい農業楽校」で農業の基礎を学び、現場実習を重ねた者で組織しています。震災により中断していた「せんだい農業楽校」が昨年再開し、新たに10期生14名の会員が誕生しました。現在は78名の会員が、農業者の皆様への依頼により、農業サポート活動を行っています。



水稻苗床ハウスの整備(草取り)

- 野菜の播種、定植、収穫、出荷調製、袋詰め、野菜畑の草取り
- 果菜類の剪定、摘芯腋芽欠き

#### 収穫作業

● 水稻播種、田植、稲刈、籾摺などのあらゆる作業に対応しており、2時間程度から長時間まで、必要な時に必要な時間ご利用いただけます。

利用料金は、相談になります。農業サポーターの利用をご希望の方は、(公財)仙台市産業振興事業団中小企業支援課(724-1212)までご連絡ください。

## 仙台市からのお知らせ

### 平成26年2月の大雪被害 によるパイプハウス等の復 旧支援のお知らせ

2月の記録的な大雪により、パイプハウス等が倒壊し、大きな被害がもたらされました。

被害を受けた農業者の方の営農再開を支援するため、パイプハウス等の撤去や再築、修繕に對して、国・県・市により助成を行います。

#### ◆対象者

大雪により農業用施設等が被災した方で、被災施設を復旧し、農業経営を継続する方

#### ◆支援対象

パイプハウス(ビニールの破損含む)、付帯施設(柵やボイラーなど、修理不可のもの)、鉄骨ハウス、畜舎、資材庫、農業用機械(修理不可のもの)等と同程度の施設等の取得及び撤去

#### ※ハウス等の大きさは問いませ

んが、自家用野菜等のハウスは対象外です。撤去費は、撤去後ハウスを再建しなくても露地野菜を栽培する場合は対象になります。

#### ◆助成内容

- ① 復旧・修繕費 90% (国50%・県20%・市20%)

※農業共済金が支払われる時は補助率が調整されます。

- ② 施設の撤去 定額1000% (国50%・県25%・市25%)

定額助成の単価は次のとおり  
● プラスチックフィルム鉄骨ハウス 880円/m<sup>2</sup>

- パイプハウス 290円/m<sup>2</sup>
- 自力撤去 110円/m<sup>2</sup>等

実際に支出した費用と定額単価のいずれか低い額

#### ◆必要書類

- ① 農業用施設等の被害の状況がわかる写真、完成写真
- ② 撤去作業を外注した場合 3社見積書、発注書、納品書、請求書、領収書などの写し
- ③ 自力撤去の場合 撤去の作業を行った者、日付などがわかる書類(作業日誌)
- ④ 再建(資材や建築費) 3社見積書、発注書、納品書、請求書、領収書などの写し
- ⑤ 共済に加入されている方は、支払通知書の写し

既に被災のご報告があった方には、個別に申請書類などを送付しています。

まだ申請書類等を受け取っていない方や、JA仙台や仙台市に報告をしていない方は、左記まで至急連絡をお願いします。

【農業振興課生産振興係

214-8335】

### 野菜・花き用パイプハウスの設置費用を助成します

野菜・花きを生産するパイプハウス設置費用の一部を助成します。

【東部農業復興室復興支援係】

214・7327

【JA仙台中央営農センター】

289・2914

### ○津波被害を受けた方への助成

◆対象者 農地に津波の被害を受けた農業者または任意組合等

- ①営農集団（農業者3戸以上で、代表者・規約を定めていること）
- ②認定農業者・認定新規就農者
- ③エコファーマー

### ◆採択基準

津波被害を受けた農地に設置し、平成27年3月中旬までに完成するパイプハウス。間口5m以上・パイプ口径20mm以上・専用ドア付であり、設置面積が次の面積以上であること。

- ①営農集団 1,000㎡
- ②認定農業者・認定新規就農者 100㎡
- ③エコファーマー 100㎡

### ◆助成内容

事業費の1/2以内、1㎡当り2,650円限度補助を希望される方は、下記へご相談ください。

②第二種施設（第一種施設基準以外のもの）：事業費の1/3以内、1㎡当り600円限度

（再築：事業費の1/4以内、1㎡当り450円限度）

今年度設置予定で補助を希望される方は、6月4日（水）までご相談ください。

【農業振興課生産振興係】

214・8335

### 春の農作業安全を心がけましょう

農業機械の普及と農業従事者の高齢化、兼業化等によって、機械の点検ミスや操作ミスによる事故が発生しています。ほ場から道路へ出る際には、必ずトラクターの左右ブレーキが連結されていること等を確認しましょう。

また、作業中に点検する場合やロータリーの詰まり等を除去する場合は、必ずエンジンを停止してから行いましょう。

【農業振興課生産振興係】

214・8335

### 特区制度の改正が行われました

農と食のフロンティア推進特区では、平成26年3月末までに19事業者が指定を受けています。指定事業者は、法人税や所得税の税額控除等、税制の特例を活用しています。

この度、制度改正が行われ、平成26年4月以降に新たに機械装置を取得する場合の取り扱いが変更になりました。

機械装置を取得した場合の特別償却について	
旧	平成26年4月～平成28年3月に取得した場合、取得価額の50%を限度として特別償却が可能
新	平成28年3月までに取得した場合、即時償却が可能

制度や手続きの詳細は、左記へお問い合わせください。

【東部農業復興室】

農と食のプロジェクト推進係

214・7329

6次産業化等に関する支援事業のご案内

○加工技術等の研修会を開催します

農業者の方を対象として、6次産業化のためのスキルや農産物の加工技術等について学ぶ研修会・セミナーを開催します。

6次産業化スキルアップ研修会(前期)

◆募集人数 各回15名程度

◆時間 13時～15時

◆開催日程及び内容

開催日(予定)	内容	講師
6月17日(火)	食品の衛生管理について	若林区保健福祉センター衛生課
7月15日(火)	直売所の品揃えと特産品の開発について	やくらい土産センター代表 加藤重子氏

※開催日は変更になることがあります。

仙台産農産物加工セミナー(前期)

◆募集人数 各日5名程度

◆時間 13時～15時  
◆開催日程及び内容

コース名	開催日(予定)
冷蔵・洋菓子コース	① 7月9日(水)または10日(木)
	② 8月27日(水)または28日(木)
惣菜コース	① 7月23日(水)または24日(木)
	② 9月10日(水)または11日(木)
ソース・ドレッシングコース	① 8月20日(水)または21日(木)
	② 9月24日(水)または25日(木)

※各回両日とも同じメニューを実施します。各コースとも全ての回に参加する必要はありません。

◆持ち物 エプロン、三角巾、メモ帳、筆記用具等

◆会場 農業園芸センター加工棟

◆申込受付 6月2日(月)から

いずれも、募集人数に達し次第締め切り。

内容の詳細は、(株)パソナ(267・4221)まで、「農産物加工セミナーについて」とお問い合わせください。

○6次産業化に必要な経費を助成します

6次産業化の取り組みを支援するため、農産加工に必要な機械・器具や商品開発に必要な調査等の経費の一部を補助します。

◆対象者 認定農業者、認定新規就農者、農業生産法人又は農業者3戸以上で構成する任意団体で、市や国、県の6次産業化人材育成講習や専門家派遣等を受講しているか、今年度中に受講予定の方

◆助成内容 対象経費の1/2以内(予算の範囲内)

○先進地での研修費用を助成します

水耕栽培・IT技術等の新技術の取得や6次産業化に必要なノウハウについて、先進地等で一定期間研修を受講する場合、費用の一部を助成します。

◆対象者 農業生産法人又は認定農業者等で津波被災農業者

◆助成内容 研修にかかる経費(受講料、宿泊費、交通費等)の1/2以内

○専門家を派遣します

6次産業化の構想がある農業者の方に対して、指導や助言を行う専門家を派遣します。

◆対象者 農業生産法人、3戸以上の農家グループ、認定農業者

◆費用 無料

◆派遣回数 年度内5回まで

○相談窓口を設置しています

農産物の加工や販売、販路の拡大や飲食店の開業など新たな取り組みをお考えの農業者の方や、地場産農産物を使った加工品の開発、農商工連携(※)による新商品の開発をお考えの方は、相談窓口を開設していますのでお気軽にご相談ください。

※農業者と商工業者が連携し、互いの経営資源を持ち寄り新商品等を開発する取り組み

それぞれの詳細は、左記へお問い合わせください。

【農業振興課農商工連携推進室 214・8266】